

益田市農業委員会第34回総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月27日(木) 13:30~15:00
開催場所 益田市役所 大会議室

2. 出席 農業委員 (15名)

1番 又賀 保	2番 大畑 美里	3番 須藤 寿人	4番 吉村 太
5番 大庭 清	6番 御神本康一	8番 佐原 晃子	9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次	11番 谷本 大輔	12番 豊田 志摩	13番 柳田 継男
14番 豊田 浩	15番 宮川 有衣	16番 西川 友史	

3. 欠席 農業委員 (1名)

7番 田中 綾

4. 出席 農地利用最適化推進委員 (23名)

増野 六彦	田ノ上武夫	澁谷 記幸	澤江 浩一
山根 健治	寺戸 康人	三浦 尚人	田原 勝美
寺戸豊太郎	永見 浩二	河野 正憲	領家 耕一
和崎 恒義	椋木 昭雄	潮 好介	豊田 繁雄
中島秀一郎	宮内 英之	椋木 孝光	岡崎 定佳
渡邊 豊孝	河野 光好	三浦 和顕	

5. 欠席 農地利用最適化推進委員 (1名)

野村 浩三

6. 提出議案

議第198号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第199号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第200号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第201号	農地でないことの確認について
議第202号	農用地利用集積計画の決定について
議第203号	益田農業振興地域整備計画の変更について
議第204号	令和4年度事業実績及び収支決算報告について
議第205号	令和5年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
報第166号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第167号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第168号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第169号	公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について
報第170号	電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について

7. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、奥野主任
(匹見地域総務課) 和田課長補佐

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第34回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、12番の豊田志摩委員、13番の柳田継男委員、よろしくお願いたします。また、本日の欠席委員は、7番の田中綾委員です。</p> <p>それでは、議事に入ります。農林水産課の議案を先に「議案第203号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を進めさせていただきます。それでは農林水産課より説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課 川本課長補佐</p>	<p>みなさんこんにちは。農林水産課の川本です。よろしくお願いたします。本日は益田農業振興地域整備計画について、2点計画の変更を進めておりますので、その件に関してご審議の程よろしくお願いたします。では、担当より説明させていただきます。</p>
<p>農林水産課 廣兼指導主任</p>	<p>みなさんこんにちは。農林水産課で（農振）を担当している廣兼です。よろしくお願いたします。変更理由書がお手元にあると思いますので、それを基にご説明させていただきます。まず、変更理由書の5ページをご覧ください。豊川地区について植林の農地に充てるための計画を発表されました。農地の面積は2,698㎡になりました。</p> <p>まず、1点目ですが、整理番号1の案件です。土地の所有者は〇〇さんで、申請農地は3筆の田になります。合わせて面積は1,436㎡で、具体的な位置については8ページをご覧くださいと思います。左の図の黄色い線で囲ってあるのが農用区域ですが、申請地は赤で囲ってある部分です。申請地はご覧の通り山林に囲まれた農用地として、山間部の荒廃を防ぐため、150本程度植林をし、管理されるものです。申請地は山林と隣接しておりまして、一体的な管理が可能な場所です。かつ道路にも面していて、周辺農地への影響も少ないと考えています。</p> <p>次に2点目ですが、土地の所有者は〇〇さんで、申請地は2筆の田んぼになります。合わせて1,262㎡です。具体的な位置図は9ページをご覧くださいと思います。整理番号1と同様に山林の荒廃を防ぐため、植林により管理していくものです。申請地は山林に隣接して一体的な管理が必要な土地であり、道路にも面しております。周辺は、休耕田が多くて水路の確保も難しい状況にあることから、農地への影響は少ないと考えられます。植林は、スギ・ヒノキを150本位される予定です。</p> <p>以上、2件について変更を考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、（農水）から説明がありましたが、お気づきの点等ございませんでしょうか。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>ないようですので「議案第203号 益田農業振興地域整備計画について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p>

	<p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議案第 203 号 益田農業振興地域整備計画について」は原案どおり許可といたします。</p> <p>次に「議案 198 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p> <p>1 番中須町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中須町の畑 1 筆 119 ㎡です。譲り渡し事由は、耕作が困難なため、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は大畑推進委員と 4 月 16 日に行いました。〇〇さんと〇〇さんは隣同士でして、〇〇さんのお母さんが亡くなられて耕作が難しくなったことから〇〇さんに相談され、〇〇さんが借りて管理されることになりました。〇〇さんも耕作を承諾されておられますので、特に問題はありません。</p>
会長	<p>2 番中須町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中須町の畑 1 筆 218 ㎡です。譲り渡し事由は、今後耕作を継続していくためにも、農業に慣れた譲受人と共同で耕作を行うため、譲り受け事由は、隣接農地を所有しており申請地を譲渡人と共同で耕作するためであります。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認は大畑委員と 4 月 16 日に行いました。1 番に隣接する土地であり、こちらについては、はっきりここからここまで分けるとやりにくいことから、〇〇さんが〇〇さんと一緒に耕作していかれるご意向です。特に問題はありません。</p>
会長	<p>3 番白岩町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、白岩町の畑 1 筆 704 ㎡です。譲り渡し事由は、市外に居住しており耕作が困難なため申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受</p>

会長	<p>け事由は、申請地に住居が隣接しており、申請地を買い受けて耕作するためでございます。</p> <p>なお現況では譲受人の住所が県外になっておりますが、権利取得後は住所を移して耕作する予定となっております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10番篠原です。現地確認は潮推進委員と4月17日に行いました。申請地は国道488号から北に市道を200mほど入った山手になります。段差のある農地で約700㎡ありますが、申請者の〇〇さんの所有する家屋があります。空き家バンクを通じてそこに住まれている〇〇さんが、隣接する農地を譲り受けて耕作したいということでもあります。下限面積要件が廃止されたことから、本人の耕作する意志を確認する必要がありますが、行政書士を通じて確認済で、〇〇氏は耕運機や草刈機も保有するなど耕作の意志はあると考えられます。特に問題はありません。</p>
会長	4番美濃地町
事務局	<p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、美濃地町の田3筆 2,374㎡です。譲り渡し事由は、亡き〇〇氏の相続財産の管理人である田原事務所が相続財産の処分のために裁判所の許可を得たので、この度譲り請け人に無償で譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地を譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田志摩委員	<p>12番豊田です。4月19日に中島推進委員と現地確認を行いました。〇〇さんが亡くなられたことで、〇〇を通じ、〇〇氏が耕作されることになったものです。現地は綺麗に整備されており、果樹を植えられるそうです。耕作のための重機等もお持ちのようです。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	5番虫追町
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、虫追町の畑1筆 1,704㎡です。譲り渡し事由は、耕作が困難なため、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地を買い受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>豊田浩委員</p>	<p>14番豊田です。現地確認は4月19日棕木推進委員と行いました。申請地は西石見広域農道沿いの〇〇周辺です。譲受人の〇〇さんについても特に問題はありません。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>会長</p>	<p>6番美都町都茂</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。 土地の所在は、美都町都茂の田3筆 1,314㎡です。譲り渡し事由は、今後転居により申請地の管理が困難となるため、申請地を譲り渡して耕作してもらうため、譲り受け事由は、申請地が住居から近く申請地を買い受けて耕作するためでございます。 なお、譲受人が所有する非耕作地につきましては、原野化し復旧困難なため非農地の手続きを指導しております。 農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することができない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
<p>佐原晃子委員</p>	<p>8番佐原です。営農計画書が出され、永見推進委員が話を聞いています。特に問題はありません。</p>
<p>会長</p>	<p>本日の3条申請は6件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議案第198号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは「議案第198号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可といたします。 次に「議題199号 農地法第4条第1項の許可申請について」を議題とします。 1番の下本郷町、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の所在は、下本郷町の畑 2筆 230㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
大畑美里委員	2番大畑です。現地確認は4月16日に又賀推進委員と行いました。申請地は〇〇の近くになります。申請地は昭和59年から駐車場として利用しており、令和元年に相続登記の手続きがされていなかったことが分かり、今回申請されることになったものです。始末書が添付されており、仕方がないと思われ ます。
会長	2番中島町
事務局	土地の所在は、中島町の畑 2筆 128㎡です。 都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地 であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定 である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可で きる基準に該当致します。 排水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。4月16日に大畑委員と現地調査を行いました。場所は中島 町の〇〇から少し入ったところです。〇〇氏は昨年父の死亡により、相続し た土地の確認をされる中で、農地であるはずのところ納屋や駐車場になっ ていることが分かり、この度始末書を書かれて提出されたものです。仕方が ないところですが、ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	3番須子町
事務局	土地の所在は、須子町の畑 1筆 102㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3 号の規定に該当いたします。 排水は、既存の側溝に流します。 既に完了しているため資金証明の添付はありません。 ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	担当地区委員の調査報告をお願いします。
須藤寿人委員	3番須藤です。現地確認は澁谷推進委員と4月23日に行いました。場所は 須子の〇〇から少し〇〇の方へ行ったところです。この案件も申請地を庭と して利用しておりまして、始末書が添付されています。仕方がないと思われ ます。以上です。
会長	4番白岩町
事務局	土地の所在は、白岩町の畑 1筆 112㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地 であることから第2種農地と判断致します。

	<p>転用目的は、個人住宅拡張で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。</p> <p>雨水は、既存の側溝に流します。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
篠原栄次委員	<p>10番篠原です。現地確認は4月17日に潮推進委員と行いました。現地は先ほどの3条3案件と同じ場所です。現地は親の建てた家に付随する農地で、駐車場や庭として利用しておられたようです。現地周辺に農地はなく、影響は少ないと考えられます。以上です。</p>
会長	<p>何かお気づきの点はございませんでしょうか。</p>
大庭職務代理	<p>行政書士より出されている仕方がない転用案件ですが、1,2,3共にほとんど一緒の内容であり、何かひな形でもあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ひな形があるというより、基本的には善意で既に建ててしまったところの事後申請ということで、取り下げようがないものです。それを書士さんもご存じのため、このように出されているということです。</p>
会長	<p>他にはありませんでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、「議題199号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認の扱いといたします。</p> <p>次に「議題200号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
事務局	<p>整理番号1番について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、高津一丁目の畑 1筆 433㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。</p> <p>資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>3番須藤です。現地確認は4月23日に澁谷推進委員と行いました。場所は高津小学校の真裏です。県道から〇〇医院のところに入ってすぐのところです。その土地を〇〇が購入されて宅地造成を行うもので、特に問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>2番須子町</p>

事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、須子町の田 1筆 340㎡です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>須藤です。同じく23日に推進委員と現地確認を行いました。場所は9号線沿いの理容店〇〇から、奥へ入ったところにある〇〇アパートに隣接した農地になります。アパートの駐車場が狭小なため、この度拡張したいということでの申請です。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>3番西平原町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、西平原町の田 2筆 1,054㎡です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農地法第5条第2項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当いたします。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大庭職務代理	<p>5番大庭です。17日に三浦推進委員と現地確認に行ってきました。面積は申請のとおりで場所的にも問題ありません。がまが生えている湿地で、対面にもソーラーがあります。この面積でソーラーが据わるのかなとも思いますが、設置する分には問題ありません。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>本日の5条申請は以上3件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、「議題200号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は原案どおり承認の扱いといたします。 次に「議題201号 農地でないことの確認について」を議題とします。</p>
会長	<p>整理番号1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は遠田町の合計2筆 678㎡です。昭和50年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願</p>

	<p>が提出されたものです。 ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4番吉村です。4月15日に澤江推進委員と確認をしました。場所は〇〇の南側で山林化しており、農地への復旧は困難です。以上です。</p>
会長	<p>2番遠田町</p>
事務局	<p>申請地は遠田町の合計8筆 2,633㎡です。平成18年頃から耕作しておらず山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4番吉村です。4月15日に澤江推進委員と確認をしました。場所は〇〇の9号線の向かい付近です。山林化しており農地への復旧は困難です。以上です。</p>
会長	<p>本日の非農地申請は2件でございます。事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議題201号 農地でないことの確認について」は原案どおり許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>では、「議題第201号 農地でないことの確認について」は原案どおり承認の扱いといたします。</p> <p>次に「議題第202号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>今月の農用地利用集積計画は、利用権設定の新規が8件、再設定が14件、農地中間管理事業一括方式の利用権設定の新規が17件、再設定が1件の合計40件です。</p> <p>整理番号3番</p>
事務局	<p>申請地は、津田町の畑1筆 4,439㎡です。 3年の使用貸借権設定です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
澤江浩一推進委員	<p>推進委員の澤江です。当該地は長らく〇〇さんが作付けしておられましたが、この度〇〇さんが借り受けて耕作されるということです。以上です。</p>

会長	6 番波田町
事務局	申請地は、波田町の田1筆 270㎡です。 4年11ヶ月の使用貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
御神本康一委員	御神本です。3月まで〇〇のお父さんが利用権を設定されて耕作しておられましたが、お父さんが亡くなって一旦利用権の設定をやめられました。双方の話し合いで再び利用権を設定することになり、新規の扱いで息子さんが続けて耕作することになりました。特に問題はありません。
会長	9 番横田町
事務局	申請地は、横田町の田2筆 1,311㎡です。 9年11ヶ月の使用貸借権設定です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
領家耕一推進委員	推進委員の領家です。〇〇さんの親が亡くなり、耕作が困難な状態でしたが、〇〇さんの実家が近所にありまして、隣接地を〇〇さんが耕作しておられることから、〇〇さんの圃場も管理されるということでございます。よろしくお願ひいたします。
会長	10 番桂平町
事務局	申請地は、桂平町の田6筆 9,300㎡です。 9年11ヶ月の貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
豊田繁雄推進委員	推進委員の豊田（繁）です。この案件は以前相対契約をしていたが、体調不良により耕作できないということで、途中解約されました。〇〇さんがご高齢のため、すぐ作れるという状況にないですが、大変良い田んぼで陽当たりもよく一等地です。3月22日に谷本委員と現地確認を行いました。今度は萩市の〇〇氏が耕作されるということで、この度相対契約になりました。問題ないと思われます。
会長	14 番有田町
事務局	申請地は、有田町の田1筆 1,614㎡です。 3年の使用貸借権設定です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
中島秀一郎推進委員	美濃地区担当中島です。以前相対契約をしていましたが、昨年Uターンされた〇〇さんが管理したいということでありまして、水稻はできないが、野

	<p>菜等の保安全管理をされたいということでもあります。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>整理番号 20～22 番について、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申請地は、匹見町道川の畑 9 筆 6,642 m²、雑種地 2 筆 188 m²の合計 6,630 m²です。 9 年 11 ヶ月の使用貸借権設定です。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
三浦和頭推進 委員	<p>三浦です。4 月 25 日現場を見て回りました。義妻に耕作される意志があるか確認しました。現地は刈ってないところもあるが、圃場整備を完了した区画です。水利権の問題がありますが、まだ借主に面会できておりません。できるだけ早く会って話をし、適切かどうかの判断をしたいです。</p>
会長	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、利用権設定については承認の扱いといたします。 続きまして、一括方式整理番号 11 番の審議を行います。議事参与案件でございますので、永見委員は退出をお願いします。</p> <p>※永見委員退出</p> <p>11 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、美都町丸茂の田 1 筆 1,049 m²です。 4 年 11 ヶ月の使用貸借権設定です</p>
会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
河野正憲推進 委員	<p>美都地区の河野です。4 月 10 日に佐原委員・田中委員と現地確認をいたしました。それまで相対契約をされておられましたが、期間満了となりました。〇〇さんのお母さんが亡くなられ、娘さんが相続をされました。〇〇さんの方に耕作をお願いし、中間管理事業を使われるということでございます。問題はありません。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。よろしいでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、11 番については承認の扱いといたします。</p> <p>※永見委員入室</p> <p>一括方式整理番号 15 番につきましては、私が議事参与となるため退出しま</p>

	す。
	※西川委員退出
大庭職務代理	15 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	申請地は、匹見町紙祖の田 2 筆 923 m ² です。 6 年 11 ヶ月の使用貸借権設定です。 続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝委員	匹見上の渡辺です。その周辺はほとんど〇〇氏が耕作されていて、本件についても引き受けられることになりました。よろしくお願いします。
会長	只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。 (なし、の声) ないようですので、15 番については承認の扱いとします。 ※西川委員入室
	1 番～3 番の説明をお願いします。
事務局	一括方式整理番号 1 番～3 番については借り手が同じなので一括します。 申請地は、遠田町の畑 3 筆 3,463 m ² です。 3 年 8 ヶ月の貸借権設定です。
会長	続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	安田の澤江です。本件については、新規就農者の〇〇さんが耕作されるということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
会長	4 番と 5 番の説明をお願いします。
事務局	一括方式整理番号 4 番、5 番については、借り手が同じなので一括します。 申請地は、津田町の畑 5 筆 10,849 m ² です。 9 年 8 ヶ月の貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
澤江浩一推進委員	安田の澤江です。4,5 番共に、〇〇さんの夫が亡くなられ、〇〇さんが借りて引き続き耕作されるということで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
会長	只今、事務局の説明、担当地区委員の調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。 (なし、の声)

	<p>ないようですので、6番については承認の扱いとします。</p> <p>6番大草町。</p>
事務局	<p>申請地は、大草町の田2筆 1,280㎡です。 6年8ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
山根健治推進委員	<p>山根です。ここは今まで〇〇さんが耕作されていましたが、この度中間管理事業に移行し新規となったものです。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>7番下波田町</p>
事務局	<p>申請地は、下波田町の田1筆 796㎡です。 9年11ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
寺戸康人推進委員	<p>真砂地区の寺戸です。以前耕作しておられた方が亡くなられ、〇〇氏が耕作されることになったものです。特に問題はありません。</p>
会長	<p>8番有田町</p>
事務局	<p>申請地は、有田町の田4筆 4,285㎡です。 6年8ヶ月の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
中島秀一郎推進委員	<p>美濃地区担当の中島です。この案件は遊休農地がありまして、元々中山間地補助事業に含まれた土地でしたので、共同で管理しておりました。この度中間管理事業を通し、〇〇氏が耕作されることになったものです。</p>
会長	<p>10番白上町</p>
事務局	<p>申請地は、白上町の田2筆 3,052㎡です。 3年8ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
岡崎定佳推進委員	<p>推進委員の岡崎です。この土地についてはこれまで相対契約でやっておりましたが、今回から中間管理事業を使うということで、耕作者は同じままで新規の扱いとなっております。問題ないと思います。</p>
会長	<p>一括方式整理番号12～14番は、関連がありますので一括をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は、美都町宇津川の田5筆 4,729㎡です。 4年11ヶ月の使用貸借権設定です。</p>

会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
河野正憲推進委員	美都地区の河野です。先ほどと同じく4月10日に現地確認を行いました。12,13につきましては、今まで〇〇さんが耕作されていましたが、ご高齢となられたため、中間管理事業を通し〇〇さんに耕作をお願いされたものです。14につきましては、これまで相対でやってこられました、引き続き〇〇さんをお願いされるということで、問題ないと思います。また13については農業用倉庫でございます。よろしくお願い致します。
会長	一括方式整理番号16~17番借り手が同じなので一括で説明をお願いします。
事務局	申請地は、匹見町紙祖の田11筆 3,625㎡です。9年11ヶ月の貸借権設定です。
会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
渡邊豊孝推進委員	匹見上の渡邊です。〇〇さんが中間管理事業を通し耕作者を探しており、〇〇が引き受けるということで話が進んでいるようです。問題ないと思います。よろしく申し上げます。
会長	一括方式18番匹見町道川
事務局	申請地は、匹見町道川の田3筆 6,830㎡です。5年11ヶ月の使用貸借権設定です。
三浦和顕推進委員	推進委員の三浦です。以前の耕作者が亡くなり、〇〇さんが耕作することになったものです。問題ないと思います。
会長	只今一括方式の新規設定の説明がありました。それ以外の案件で事務局の説明、担当地区委員の調査報告を聞き、お気づきの点等ありましたらお願いします。
大庭職務代理	16と17に関して、耕作者は〇〇から匹見(紙祖)まで上がって耕作するの か。
渡邊豊孝推進委員	開パイで急に色の付きが悪くなり、山間部での試験栽培をされるとのことで、道川でも同じようにぶどうを栽培されています。問題はありません。
会長	他にはありませんか。 (なし、の声)
	ないようですので、「議題第202号 農用地利用集積計画の決定について」は承認の扱いとさせていただきます。 続きまして、「議題第204号 令和4年度事業実績及び収支予算報告について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	令和4年度の事業実績、収支計画報告をさせていただきます。

資料 1～4 ページにかけて、総会や役員会の開催日、審議事項、審議件数を載せております。4 年度につきましては、総会 12 回、役員会 1 回、農地委員会 3 回を開催しております。特に令和 4 年度については通常でないものとしまして、報酬の検討委員会を 3 回開催しました。具体的には報酬月額の設定、最適化活動の報酬の設定がなされました。

5 ページは令和 4 年度の総会でご審議いただきました件数について、項目ごとに掲載しております。令和 4 年度の非農地案件は 97 件、総面積 20ha を非農地として削除しております。

6 ページから 7 ページは活動実績を載せております。農業者年金の加入促進につきましては、特別訪問をしまして 1 人の方が新規加入しております。8～10 月は例年通り農地パトロールを実施しております、45ha の遊休農地を把握しております。

それから農地利用最適化交付金事業ですが、活動実績に基づいて報酬を交付する制度になりました。

市単独事業といたしまして、年 2 回農業委員会だよりを発行いたしまして、農地法の周知や地域における取組の紹介をいたしました。

その他事業につきましては、令和 4 年度はオンライン化への取組みの研修が多かったように思われますが、会長が 10 月に福井県で開催の農業担い手サミットへ出席された他、11 月に東京で開催された全国農業委員会会長代表者集会にも出席いたしております。また、今年の 2 月に益田地域の農業委員会研修もございまして、18 名の参加をいただいております。

続きまして令和 4 年度の収支決算報告ですが、8 ページをご覧ください。本年度予算額より決算額が大きく減となった件について説明をいたします。県支出金は予算額 1,342 万円に対し、決算額 888 万 2,720 円となっておりますが、これは令和 4 年度より交付金の算定方法が大幅に変更になったことによるものです。比較増減がマイナス 453 万 7,280 円となっておりますが、こちらについては 3 月補正で対応しており、実際の不用額はわずかとなっております。また収入の部の農地利用最適化交付金以外は、ほぼ予算通りとなっております。

続きまして支出の部ですが、報酬については予算額 2,028 万 2 千円に対し、決算額 1,591 万 2,800 円となっておりますが、これは収入の部の説明でも触れましたが、令和 4 年度より交付金の算定方法が大幅に変更になったことによるものです。比較増減が 436 万 9,200 円となっておりますが、この報酬の不用額についても収入と同様 3 月補正で減額対応を行っております。旅費については、予算額 174 万円に対して 77 万 461 円となっておりますが、これは研修自体が中止になったり、リモートでの開催が多くなったことによるものです。その他の支出については、ほぼ予算額どおりとなっております。

事業報告、または収支決算報告については以上となります。

会長

只今事務局より令和 4 年度事業報告・決算報告がありました。質問やお気づきの点などありましたらお願いします。

佐原晃子委員

8 ページの担い手サミットについて、私も以前出席させていただいたのですが、農業委員会だよりへ〇〇委員も寄稿されていたように思いますが、今回はなかったのでしょうか。

会長

FAX で送っているが。

佐原晃子委員

そうですか。では記事としてできるかもしれないということですね。

会長	そうです。
佐原晃子委員	このサミット、行ってみて非常に楽しく有意義だったので、毎年他の方も行かれたらと思います。
会長	予算をかけても、なかなか忙しくて行けないのが事実です。希望があればその中で検討していきたいと思います。
佐原晃子委員	ありがとうございます。
事務局	令和 5 年度予算では、先ほどのサミットの分と、会長の農業委員会長会議は 1 人分の確保となっておりますので、複数ということになりますと、ちょっと検討が必要な状況となっております。
澤江浩一推進委員	4 年度の収支決算書の中で、農地利用最適化交付金が 395 万ほどの予算があるが、それは支出の方では報酬に含まれているのでしょうか。
事務局	県支出金の最適化推進交付金については、委員に支払った活動報酬のみ交付金が含まれていて、月額報酬については一般財源から支出しています。
会長	よろしいですか。 (はい、の声) ないようですので「議第 204 号 令和 4 年度事業実績及び収支決算報告について」は承認の扱いといたします。 続きまして、「議第 205 号 令和 5 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」を議題とします。 事務局からの説明をお願いします。
事務局	資料では 9 ページから 15 ページの事業計画（案）についてご説明をいたします。まず、事業方針ですが、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進が農業委員会の最重要事項と位置づけられまして、7 年が経過しました。この間、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して取り組んできました。 昨年度は国において示された「農業委員会による最適化活動の推進について」により、目標を設定し、その目標を照らして点検・評価を行い、公表することが国において示され、各委員の経験や知識を最大限に活かし、目標の達成とともに課題の解決に向け取り組んだ年でした。引き続き、最適化活動に重点を置いた取り組みを基本に、基盤法や中間管理法を遵守し、営農者や関係機関との連携を図りながら事業の推進に取り組めます。 1 番目、農政等分野の活動計画といたしまして、農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、関係行政機関に対する意見具申に取り組むためには、認定農業者との対話や交流を行って、5～10 年後の適正な農地利用の展望を明らかにするための計画策定を行うことが必要不可欠です。また、情報活動の強化ということでは、とりわけ全国農業新聞の普及・拡大を図り、農業委員会だよりの発行等によりまして、委員会活動の見える化に取り組めます。農業者年金の加入推進については、加入推進部長を先頭に、積極的に取り組んでまいります。令和 4 年度については若い農業者の加入を獲得しました。今後も農業者の老後の生活安定と福祉の向上、担い手確保に資するため

に、加入促進に取り組んでまいります。農政等分野の活動計画については以上であります。

次に、11 ページ農地分野の活動計画であります。遊休農地対策・利用集積等農地対策の推進につきましては、農地利用の最適化に係る数値目標と、その具体的な達成に向けた方法を定めている「農地等の利用の最適化の推進に向けた指針」を基本構想の見直し等必要に応じて更新し、合わせまして利用状況調査については、タブレット端末の活用と農地パトロールの強化、さらに日常的な見回りによる農地監視活動の強化にあたってまいります。

農地パトロール等により発見した遊休農地の所有者等には利用意向調査を実施し、また第3条で許可した農地が耕作若しくは保全管理されていないものは、積極的に意向調査を行い、場合によっては勧告等も実施する予定である。

非農地対策の取り組みに関しては、引き続き地区を選定して推進します。

次に、農地行政の基礎資料であり、遊休農地の解消や農地利用の集積・集約化など、定期的な整備を行います。また、農業委員会サポートシステムについては、タブレット端末の利用による農地情報の更新・活用を図っていきます。

農地の権利移動、転用許可事務を適正に執行するために、農地委員会及び農政委員会を適宜開催してまいります。

次に13 ページ、改正農地法等の適正執行のため、最適化活動の目標設定とそれに対する点検・評価の取り組みを行います。また、審議過程の議事録を公表し、併せて会議を公開することにより透明性を確保いたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農業委員会法に基づき、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされており、引き続き秘密保持義務を厳守いたします。

Ⅱの事業計画に移ります。まず、農政・組織活動でございますが、農業委員会系統組織である全国農業会議所や、島根県農業会議と連携した活動強化と体制整備を推進すること、及び全国農業委員会会長大会への参加を通じた国会議員要請活動、また全国農業担い手サミットへの参加、女性委員の活動支援をやっていきます。

会議等の開催につきましては、毎月の総会の開催、必要に応じての農業委員、農地利用最適化推進委員連絡会議の開催、そして、役員会、農政委員会、農地委員会を開催いたします。

情報委員会では、農業委員会だよりを年2回発行し、情報発信に努めます。また、益田地域農業委員会協議会の実施する研修会等に参加します。

2番目は飛ばします。3番目の補助事業につきましては、県補助の機構集積支援事業、農地利用最適化交付金事業を活用して農地法第30条に基づく農地の利用状況調査、タブレット端末を活用した貸し手・借り手の掘り起こしに積極的に取り組みます。

15 ページの4番目、一般事業につきましては、益田地域農業委員会研修会及び、島根県農業会議及び関係機関・団体等が主催する研修会に参加してまいります。そして、農作業受委託標準作業料金・労賃の設定につきましては、適正な農作業料金を設定するための取り組みを行います。

続きまして、令和5年の予算について説明いたします。16 ページをご覧ください。初めに収入についてですが、県支出金です。令和4年度予算額1,342万円に対して、今年度予算額702万4千円になっておりますが、令和4年度決算の説明でも申し上げたように、令和4年度から最適化推進交付金の算定方法が大幅に変更となったために、昨年度当初は778万8千円としておりましたが、今年度は165万6千円を見込んでおります。そのため、市の持ち分

	<p>が758万7千円の減額になります。続きまして、収入の部で一番上の報酬のところですが、昨年より42万3千円の増。農業委員月額報酬は、1,152万2千円、活動実績報酬が748万8千円上がっております。その内訳としましては、委員の活動報酬は1回1,200円×13人×12ヶ月×人数分として予算立てをしております。最適化の活動については全体で30万円の減となっております。報酬以外のところで、昨年の当初予算に上がっていなかったものとしては、役務費のタブレット端末通信費が58万1千円、使用料及び賃借料でタブレット端末MDM利用料として20万7千円を計上しております。その他の項目についてはほぼ昨年通りの見込みになっております。全体で見ますと収入・支出とともに119万4千円の増となっております。</p> <p>令和5年度の予算の説明については以上です。</p>
会長	<p>只今、令和5年度の予算案について事務局より説明がありましたが、何かありましたらお願いします</p>
寺戸豊太郎推進委員	<p>報酬のところを確認なのですが、最適化交付金のところで、報酬が両方減ることもあるという理解でよいでしょうか。</p>
事務局	<p>報酬額につきましては、活動報酬が1回1,200円、回数が国の上限である13回を計上しております。収入がかなり減る見込みですが、足りないところは市の方で持ち出しをしていきますので、活動した分だけはお支払いできるようになっております。</p>
寺戸豊太郎推進委員	<p>活動実績に応じて報酬を支払えるようにしているのに、市の予算が増えるようになっているじゃないですか。県に最初に活動の見込み(最大値)を上げておいて、実際に活動がなかったら減額するというなら理解できますが、今の話では県の予算は決まっていて、実際皆さんがしっかり活動したら市の予算で補填しますという、それはどういうことなのか。今まで県が出していたのを市が負担するのは、どういう仕組みになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地利用最適化交付金につきましては、令和5年度当初予算を作った際には見込みも分からない状況でした。</p> <p>確実にもらえる最低額を試算したら165万6千円という金額が出たので、こちらを計上しております。ただ、令和4年度の確定金額につきましては、益田市の活動実績が全国の中でも多かったのもので、収入としては国から800万円程度の内示を頂きました。ただ、活動実績や成果実績が全体的に及ばなかった部分は、400万位返しております。今年度の見込みも400万程度は頂けると予想していますが、予算編成時には分からなかったため165万6千円で計上しております。あくまで見込みですが、農地利用最適化交付金については、活動実績が全国の平均より多ければ、もう少し頂ける可能性もあります。</p>
椋木孝光推進委員	<p>この収支予算については、3月議会で審査していると思うのですが、議員から農業委員に対して何か質問はあったのでしょうか。ちょっとお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>3月議会で新年度予算を編成することになります。その中でそれぞれの成果の中で、なぜ達成できなかったのかという趣旨の意見等はいただきました。その辺につきましては、例えば集積のこと、遊休農地を解消することにつきまして、なかなか中山間地域では難しい事情もあるのですよということで、述べさせていただきました。そういう状況の中で、今回要求した令和5年度</p>

<p>会長</p>	<p>予算を満額で議決していただきましたので、併せて報告させていただきます。</p> <p>只今、事務局より説明がありましたが、質問やお気づきの点などありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので「議第 205 号 令和 5 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について」は承認の扱いといたします。そうしますと、議事の方はこれで終了ですが、報告事項のほうに入らせて頂きます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは報告事項の説明をさせていただきます。</p> <p>報第 166 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、8 件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は 1 件となっています。</p> <p>報第 167 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、5 件です。解約理由は、1 番、2 番は賃貸人が該当農地を使用するため、3 番は耕作不便のため、4 番、5 番は地上権を設定するためそれぞれ賃貸借の合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 168 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は 1 件です。解約理由は、貸人が借人の会社を離れ、効率的な経営を目指すため合意解約がなされたものです。</p> <p>報第 169 号 公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出について 届出件数は 1 件です。申請地は、〇〇町の田 1 筆 224 m²です。事業施行者は〇〇です。</p> <p>報第 170 号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について 報告件数は 3 件です。申請地は 3 件ともに〇〇町の畑の一時転用です。事業施行者は〇〇です。</p> <p>報告事項につきましては以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではないようですので、議事・報告事項共に終了です。第 34 回総会を終わりたいと思います。</p>